

第三次宮崎県生活排水対策総合基本計画案について

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

生活排水対策を取り巻く環境の変化や法律改正等に的確に対応するため策定

2 計画の性格・位置付け

「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例」に基づく計画であり、また「宮崎県環境基本計画」における「水環境の保全（生活排水対策の推進）」についての方向性を示し、施策を実施するための計画として位置づけ

3 計画の期間

令和3年度から12年度までの10年間。5年後を目途に見直し

4 計画の対象地域

県下全域

5 生活排水処理施設の種類及び生活排水処理率

生活排水処理施設の名称と内容、生活排水処理率等の算定方法と指標としての位置づけ

第2章 生活排水対策の基本的な方向

1 生活排水対策の方向性

3つの大きな柱を設定し、県、市町村及び県民が一体となって生活排水対策を推進する。

生活排水処理施設の早期整備

持続可能で効果的な運営管理

県民啓発

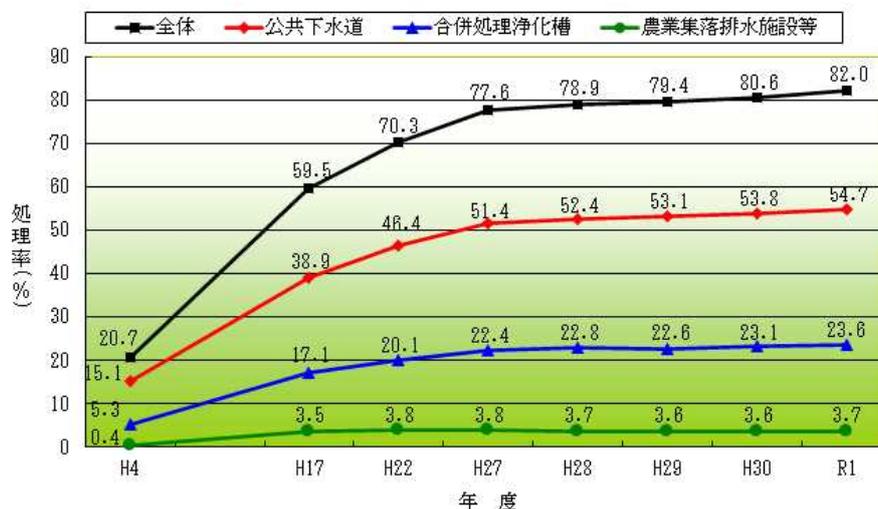
2 水環境保全に向けた連携

本計画を推進するための県、市町村、県民等の連携

第3章 生活排水処理の現状と課題

1 生活排水処理の現状

令和元年度末時点の生活排水処理率は82.0%となっており、現計画の「令和2年度の生活排水処理率83.0%」の目標に対し、全体としてはおおむね計画どおり進捗している。



2 生活排水処理の課題

(1) 公共用水域の水質について

環境基準達成に向けた生活排水対策の取組が今後とも必要であることを追加

(2) 生活排水処理率（污水处理人口普及率）について

生活排水処理施設の整備、浄化槽の転換、集合処理施設への接続に対する更なる取組促進が必要であることを追加

(3) 生活排水処理の維持管理について

既存の生活排水処理施設の老朽化に伴う効率的な施設更新、また、施設の耐震化や適正な維持管理の促進が必要であることを追加

(4) 下水汚泥処理について

循環型社会形成の視点から、今後も下水汚泥の有効活用の取組が必要であることを追加

第4章 生活排水処理の目標

1 目標の設定

生活排水処理施設の早期整備に係る目標に加え、持続可能で効果的な運営管理に係る目標を新たに設定

2 計画の目標

(1) 生活排水処理施設の早期整備

- 生活排水処理率を令和12年度までに91.8%に引き上げる
- 污水处理人口普及率を令和12年度までに95.0%に引き上げる

(2) 持続可能で効果的な運営管理

- 生活排水処理事業の経営効率化に向けて
全市町村を対象とした広域化・共同化に係る取組内容を示した計画を令和4年度までに策定する
- 浄化槽の適正な維持管理に向けて
法定検査（11条検査）受検率を令和12年度までに75.0%に引き上げる

第5章 生活排水対策の推進

1 生活排水処理施設の早期整備

(1) 生活排水処理施設の計画的な整備の促進及び整備手法の見直し

地域の状況に応じた最適な生活排水処理施設の整備・運営について記載

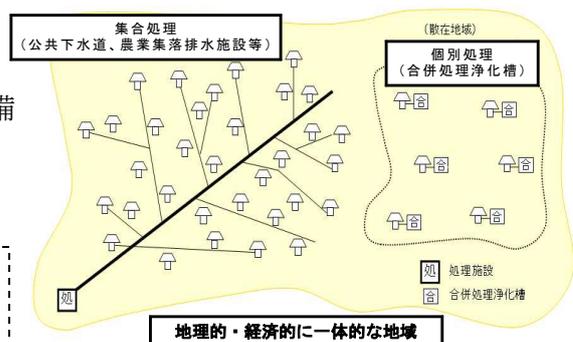
(2) 生活排水処理施設の重点的かつ一体的な整備 複数の生活排水処理施設の一体的な整備について記載

(3) 低コスト整備手法の導入による早期整備

低コストで早期整備が可能となる新たな整備手法の導入について追加

(4) 単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換の促進

補助制度の活用や県民啓発等による転換促進や公共浄化槽の整備促進について記載



- (5) 各家庭から集合処理施設へのつなぎ込みの促進
施設の健全な運営及び適切な維持管理を図るための早期接続の促進について追加

2 持続可能で効果的な運営管理

- (1) 長寿命化の促進及び計画的な改築更新

集合処理施設の効率的かつ計画的な改築・更新に向けたストックマネジメント計画の策定又は見直しについて追加

- (2) 施設の「広域化・共同化」

令和4年度までに「広域化・共同化計画」を策定することを追加

- (3) 耐震化の促進

耐震化の促進に加え、災害時の事業継続が可能となる業務継続計画の策定又は見直しについて追加

- (4) 浄化槽の適正な維持管理の促進

年1回の法定検査（11条検査）を含めた適切な維持管理の促進や法定検査を受けやすい仕組みづくりについて記載

- (5) 下水道汚泥の有効利用

下水汚泥の減量化及び有効利用、汚泥処理の広域化・共同化の検討について追加

- (6) 官民連携手法の導入

公共サービスの質の向上や業務効率化等を図るための官民連携手法の導入可能性の検討について追加

3 県民啓発

- (1) 県民啓発の基本的考え方

県民の意識向上に向け、地域団体や民間団体等との連携強化に加え、流域間の連携支援について記載

- (2) 啓発の推進

家庭での生活排水対策や生活排水処理の必要性に加え、生活排水処理施設整備等における助成制度の周知について追加

4 総合的な水環境保全のための連携

大淀川サミット、清流ルネッサンスⅡ、水質汚濁防止連絡協議会及び他の水環境保全に係る施策との連携について記載

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

- (1) 生活排水対策推進管理のための体制づくり

県、市町村及び県民の役割について記載

- (2) 計画の進行管理

PDCAサイクルによる事業の進行について記載

2 県民への情報提供

計画の進捗状況は、ホームページなどを活用して定期的に公表